

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

両立支援等助成金 (不妊治療両立支援コース)

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、
不妊治療を行う労働者の相談に対応しつつ、
休暇制度・両立支援制度を取得、利用させる中小企業事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する適用事業所の中小企業事業主

1. 不妊治療と仕事の両立に関しての希望、または課題の把握を行うため、社内ニーズの調査を実施すること
2. 以下の不妊治療休暇制度、または両立支援制度（以下「不妊治療休暇・両立支援制度」という）について、労働協約または就業規則に規定すること
 - ・不妊治療のために利用することができる休暇制度（多目的休暇を含む）
 - ・半日単位・時間単位の年次有給休暇制度
 - ・所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等
3. 両立支援担当者を選任し、対象労働者と少なくとも1回以上プラン策定のための面談を実施すること
4. 対象労働者について、プランに基づき、不妊治療休暇・両立支援制度のうちいずれかの制度または各制度を組み合わせ、一の年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）内に合計して5日以上利用させること

受給内容

助成対象	支給額
①環境整備、休暇の取得等	28万5,000円<36万円>
②長期休暇の加算（※1）	28万5,000円<36万円>

※ < >内は生産性の向上が認められる場合の額

※1 不妊治療休暇・両立支援制度を一の年度内に連続して20日以上取得させた場合に加算

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）